

# 監督署の窓

## ラベルでアクション

今年度、名古屋北労働基準監督署管内では、誤って次亜塩素酸ナトリウム溶液と別の溶液を混合させたことで発生したガスに暴露した事案、ベンジルアルコールを含有する剥離剤を用いて塗膜剥離作業を行い、ベンジルアルコール中毒と診断された事案等、化学物質に関連する労働災害が複数発生しています。

化学物質の取扱いについては、製造等作業工程だけでなく、洗浄、消毒、清拭といった臨時的な作

業に用いられる場合にも注意を要します。

2016年(平成28年)6月に施行された改正労働安全衛生法により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質について、

- 1、譲渡又は提供する際のラベル表示
- 2、譲渡又は提供する際の安全データシート(SDS)の交付
- 3、事業場で取扱う際のリスクアセスメントの実施

の3つの対策が義務付けられています。

2003年(平成15年)



7月に国連で採択されたGHS(Global Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)勧告に基づくGHSラベルには、注意喚起語、絵表示、危険有害性情報等が示されています。

化学物質を取り扱う場合、事業者はラベル表示を確認し、ラベルに絵表示があつたら、SDSを

### GHS対応ラベルの記載項目

<p>○○○○○○○○ 成分：○○○,xx,△△</p> <p>NET Wt. 15kg</p> <p style="text-align: center;"><b>危険</b></p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>・引火性液体および蒸気 ・皮膚刺激 ・重篤な眼の損傷 ・中枢神経系、腎臓の障害のおそれ ・長期にわたる又は反復ばく露による神経系、呼吸器系の障害のおそれ</p> <p><b>注意書き</b></p> <p>【安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。</li> <li>・容器を密閉しておくこと。</li> <li>・容器を接地しアースを取ること。</li> <li>・防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。</li> <li>・火花を発生させない工具を使用すること。</li> <li>・静電気放電に対する措置を講ずること。</li> <li>・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。</li> <li>・粉じん/塵/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。</li> <li>・取扱い後は手をよく洗うこと。</li> <li>・この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。</li> </ul> <p>【応急措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。</li> <li>・皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。</li> <li>・火災の場合、消火するために○○○を使用すること。</li> <li>・気分が悪いときは、医師に診察/手当てを受けること。</li> <li>・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。</li> <li>・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。</li> </ul> <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設して保管すること。</li> <li>・涼しく換気の良い場所で保管すること。</li> </ul> <p>【廃棄】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。</li> </ul> <p><b>日本GHS株式会社</b> 東京都千代田区霞ヶ関1-2-3 電話：03-0000-0000</p>	<p><b>製品特定名</b> 製品の名称や物質の化学品特定名が記載されています。</p> <p><b>①注意喚起語</b> 危険性・有害性の程度を知らせる語句で、「危険」と「警告」の2種類あり、より重大な方が「危険」になります。</p> <p><b>②絵表示</b> 危険性・有害性を絵で表しています。黒いシンボルを赤い枠で囲んでいます。</p> <p><b>③危険性・有害性情報</b> 製品の全ての危険性・有害性が記載されています。</p> <p><b>注意書き</b> 危険性・有害性から身を守るための情報が記載されています。</p> <p><b>供給者の特定</b> 化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されています。</p>
---	--

確認しましょう。SDSがなければ納入元・メーカーに交付を求め、SDSで把握した危険有害性に応じたリスクアセスメントを行いましょ。

☆詳細は、厚生労働省ホームページ  
(<https://www.mhlw.go.jp>)で、「ラベルでアクション」を検索してください。

☆「職場のあんぜんサイト」  
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>)に事例等掲載されています。

イラスト・木村武司

厚生労働省発行「ラベルでアクション運動実施中」パンフレットより

## 絵表示の意味する危険性・有害性

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物：大量爆発危険性 爆発物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス：熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス：凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
健康有害性	 (どくろ)	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	 (健康有害性)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を起すおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、 医師の診察を受けること。
環境有害性	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起すおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
	 (環境)	オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者 または供給者に問い合わせること。
		水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

注：代表的な事項を抜粋し記載しております。

厚生労働省発行「ラベルでアクション運動実施中」パンフレットより

☆ 詳細は、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) で、「ラベルでアクション」を検索してください。

☆ 『職場のあんぜんサイト』 (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>) に事例等掲載されています。